

令和6年度

予算審査特別委員会会議録（特急反訳）

【速報版】

令和6年9月5日

午前10時 開会

○谷委員長 おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和6年度予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本特別委員会に付託されました議案第10号「令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）」から議案第14号「令和6年度泉南市下水道事業会計補正予算（第1号）」までの以上5件について審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしく願いいたします。

なお、本特別委員会に付託されました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可いたします。

○山本市長 ただいま委員長のお許しをいただきましたので、令和6年度予算審査特別委員会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

谷委員長、田畑副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃より市政各般にわたり深い御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして、感謝申し上げます。

本日の委員会は、さきの本会議で本委員会に付託されました議案第10号から議案第14号のまでの計5件について御審査をお願いするものでございます。何とぞよろしく御審査をいただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

○谷委員長 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁につきましては、インターネット中継を御覧の皆様は、発言者が分かるよう御起立いただきますようお願いいたします。

これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定をいたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第10号「令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。

○森委員 お願いします。4点です。

まず、普通交付税とそれから臨時財政対策債の補正については、これは確認なんですけれども、もう決定したと、最終決定でこの額でいいということですね。臨財債については、発行額が決まったということですのでよろしいですね。

それから、65ページの弁護士報酬なんですけれども、これがこの事件の内容をちょっと御説明いただきたいと思えます。これに予納金が付いているんですね、40万円。これは裁判所に支払う予納金なんですけれども、この辺ちょっと事情が全然分からないので、債権者である市が予納金を払うということですので、その経緯を御説明ください。

それから、82ページの予防接種健康被害給付金なんですけれども、これはコロナの予防接種によって、何ていうのかな、健康を損ねられた方がたくさんいらっしゃるということのようなんですけれども、程度もいろいろあるんでしょう。

軽度の方から、その辺ちょっと詳しく御説明ください。何人ぐらいいらっしゃるのか。軽症者、重症者かちょっと分かりませんが、できれば、どういう症状というか、どういう状態に陥ってしまったのか、その辺も教えていただきたいと思えます。

それから、89ページのインフラ施設包括的管理業務委託導入検討調査委託料なんですけれども、これは何となく分かるんですけれども、何をするのか、ぼやっとは分かるんですけれども、これは国交省のほうの施策というか、勧めでやっていることなんだろうけれども、その範囲というのか、これは民間に管理を委託していくことができるかどうかというのを調査するんでしょうけれども、これはいつまでに調査するのか、それから、その範囲、下水、道路、公園、その辺どこら辺を指

しているのか、お示してください。

以上です。

○**谷委員長** ただいまの森委員の質疑に対しまして、理事者の答弁を求めます。

○**田代健康子ども部次長兼保健推進課長兼福祉保険部生活福祉課参事** 私のほうからは、予防接種健康被害給付金につきまして御説明させていただきます。

これは、コロナワクチン接種後の健康被害の給付金の予算となっております。予防接種の副反応による健康被害は極めてまれですが、不可避的に生ずるものでありますので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済するものとなっております。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、その健康被害が接種を受けたことによるものであると、厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。

今回なんですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種をされまして、数日後にお亡くなりになられた方の御遺族より申請がありまして、市の予防接種健康被害調査委員会を経て国に進達していましたが、このたび認定が下りましたので、死亡一時金と葬祭料の支給を行うため、予算計上したものとなります。

今までなんですけれども、泉南市におきましては、令和2年度末の医療従事者から、令和5年度末までの臨時接種において18万6,987名の方に接種をいただきまして、そのうちで健康被害を申請いただいた方が現在8名おられます。

そのうちで認定された方が3名で、そのうちにお亡くなりなられた今回の方も、この中に含まれております。否認された方が2名、まだ審議中の方がおられるのと、あと1名は書類待ちで進達がまだの方がおられます。

程度なんですけれども、接種後のアナフィラキシーですぐに症状が出られた方と、比較的軽症な方、認定がおりました方では軽症の方が1名と、現在通院中の方が1名で、今回お亡くなりになられたという大変重症の方が1名となっております。

否認の方につきましては、通常の副反応での範

囲であるとか、接種後から医療機関を受診されているまでの期間が大変間が空いていて、ちょっと因果関係がなかなか認定が難しい、できないというところで結果が出ているということです。

以上です。

○**上野財政課長** 私のほうからは、交付税と臨時財政対策債の件についてでございます。

こちらにつきましては、交付税については交付額が決定したことから、また臨時財政対策債については、発行可能額が決定したことから、予算との差額を補正するものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の満額を借り入れる予定をしております。

以上です。

○**守行総務課長** 私のほうからは、弁護士報酬の内容について御説明させていただきます。

弁護士報酬152万6,000円の内訳につきましては、まずは懲罰決議取消事件についての勝訴が確定したということの成功報酬ということで、73万7,000円となっております。

あともう1つのほうが、議案第4号にもありました訴えの提起のところの時効取得に係る分につきまして合計、予納金を含めると78万9,000円ということになっております。

それとあと、予納金のことについてお話があったかと思いますが、予納金につきましては、今回不在者財産管理人というのを選定させていただきますので、その方の報酬も含めまして、不在者の財産を管理するために、必要な費用に不足が出る可能性がある場合、円滑に事務が遂行できるよう、あらかじめ裁判所へ納付するものということになっております。

以上でございます。

○**安達道路課長** それでは、私の方からは、インフラ施設包括的管理業務委託導入補助業務について御説明させていただきます。

対象としておりますインフラにつきましては、道路、公園、河川、あと里道、水路等の法定外公共物を対象としております。

昨年度にインフラ施設の導入可能性調査ということで、調査のほうを一部やらせていただきまして、その調査を基に、今年度さらなる事業化に向

けた検討業務を発注していくという形で行う予定にしております。

それで、実際事業の着手としては、令和8年度を目指して業務着手に当たる予定にしております。

以上です。

○森委員 ありがとうございます。全然存じ上げなくて申し訳ないですけども、亡くなった方がいらっしまったという大変痛ましいことでございました。

だから、この金額はその御1名様の方が全てなんです。分かりました。ただ、これは潜在的というか、まだ露見していない潜在的な被害者というんですかね、そういう方がいらっしやる可能性、今の件数を聞いた限りでは、かなり少ないので、いらっしやる可能性があると思うんですけども、これを認定してもらうには、どうしたらいいのかということのなんていうかな、周知も必要でしょうし、どこへ行ったらいいのか。これは、どこで認定しているんですか。市で認定しているんですか。市においてか、その辺をちょっとお示してください。

それから、予納金が40万円ですけども、これは返ってくるかどうか、そうしますと不確定ですよ。もう1回ちょっと全体像、金額幾らの訴訟なのか、ちょっとお知らせいただけますか。

それから、インフラの事業化が令和8年度から民営、民活というのか、民間にお願いするのは令和8年度から予定しているということですけども、もう令和8年度当初から順々にやっていくということですかね。その辺の計画があれば教えてください。

○田代健康子ども部次長兼保健推進課長兼福祉保険部生活福祉課参事 新型コロナワクチン接種の健康被害についての手続なんですけれども、申請は住民票のある市町村に申請をいただきます。その後、市のほうで設置しております予防接種健康被害事故調査委員会、これは医師5名で成っているんですが、そちらのほうでも調査をいただきまして、その結果を併せて都道府県を通じて厚生労働省のほうに進達しております。

認定につきましては、厚生労働大臣から疾病障害認定審査会というところのほうに審査を行って

もらいまして、その結果が、また市町村のほうに下りてくることになっております。

認定に当たっては、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状や予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするという方針で、審査が行われております。

周知なんですけれども、今後もその接種されたことで、副反応、健康被害になっておられる方々につきましては、市のほうに、保健センターのほうに申請いただくこととなりますので、市のウェブサイト等を通じまして、引き続き周知のほうは行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○守行総務課長 私のほうからは、先ほどの予納金40万円の部分についての訴訟の額の内訳というお話をまずさせていただきます。

78万9,000円のうち40万円は予納金ということになっております。あと、所有権移転登記請求権に係る着手金ということで、こちらが5万9,000円です。

こちらにつきましては、泉南市訴訟事件等の報酬に関する規程第4条第1項に規定しております報酬率で算定しております。この訴額の価格、金額の算定根拠としましては、当該土地の面積の1平米当たりの路線価と、当該土地の面積、そこに今回の土地の持ち分、こちらが18分の1となっておりますので、その金額で算定をさせていただいております。

あと、残りの不在者財産管理人選任申し立てに係る着手金、こちらが33万円となっております。この算定のこちらの33万円の根拠ということにつきましては、住所地不明者に対する不在者財産管理人選任の申し立てということになっておりますので、裁判所との資料の追加作業等、ちょっと簡単とは言い難い要素が含まれておりますので、こちらにつきましては、顧問弁護士さんと協議を行い、設定しております。

予納金につきましても、こちらも同様にやっぱり住所地不明等というようなこともありますので、そこから顧問弁護士さんの今までの経験則からいくと、大体40万円ぐらい予納金として見込んでおくほうが望ましいということでありましたので、

40万円の設定をさせていただいております。

以上でございます。

○安達道路課長 それでは、インフラ施設の包括的民間委託につきまして、令和8年度からの開始予定ということで、当初は一部のエリアから開始しまして、徐々に広げていくという形で考えております。

当初は、初年度につきましては、今考えておるのは、JRより山手の柴田団地とかサングリーンですね、市の開発残地、そちらがあるエリアから徐々に広げていくという形で考えておりますが、今後事業者等との打合せの中で、どのエリアから始めていくのが妥当なのかということ、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○森委員 これは杞憂かもしれませんが、やるならやるで、一遍にはできないけれども、徐々に徐々にやっているということは、非情に何ていうか不合理が生じるんじゃないですかね。

片方は市が管理している部分があって、民間が管理している部分があるというのが長いこと続くと、非常に合理的でなくて、格差もあるやろうし、やるならやるで、できるだけ早めに仕上げるようにしたほうがいいように思いますけれども、それはあれです。

それから、40万円というのは、弁護士が予想している金額が40万円やね。裁判所が決めた金額がまだ出ていないのね。分かりました。

それから、この健康被害の件ですけれども、早く届け出ていただかないと、早くしないとだんだん分からなくなってくるんじゃないですか。その辺ちょっと周知にも気を配っていただいたほうがいいんじゃないですかね。もうやむやになって、もう分からなくなってしまうということの可能性がかなり高いと思いますので、後遺症が残っているけれども、それは何の原因や分からんというようなことに、判定にもなりかねませんで、お願いしておきます。

○山本市長 私のほうから1点、インフラ施設の包括管理業務委託の件につきまして、少しだけお話をします。

先ほど担当のほうから話がありました令和8年

度にやっていく予定といたしますか、令和8年度にも実施していくに当たって必要な調査をまたしなければいけないので、その辺りをやっていくと。確定をしているわけではございません。

実際のところ、先導的官民連携で、昨年度は国交省から採択をいただいてやってきたわけですが、まだそこで完全にやるというふうに踏み切るには、まだまだいささか課題がございましたので、この辺りをまた引き続き、先導的官民連携のほうでサポートいただきたいという思いがあったんですけども、今回、国のほうからそのようなメニュー自体がそもそも出てこなかったというところで、じゃ国からメニューが出てこなかったからやめるのかという話の中で、そういうわけにはいかないという話になりました。

経緯としましては、やはり泉南市のうちの職員において、やはりいわゆる土木職、技術職員がこれからの予測としてどんどん手が不足していくんじゃないかという、そういった予測がございます。

そこに対して、どのように課題解決をしながら、地元の事業者さんとともに、住民サービスを守っていくかという観点で、必要な調査をこれからしてまいります。

先ほど財政的な話もいただきました。まさにどのエリアまで広げるのが現実的なのかということも踏まえた調査を想定しておりますので、御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○石橋委員 お願いいたします。議案書95ページの施設保全整備事業ですが、今回の市立樽井小学校における車椅子対応の施設改善については、対策を講じていただいていることに非常に感謝いたします。

その上で3点お伺いいたします。

今回の修繕においては、文科省が示す学校施設バリアフリー化推進指針を、どのように踏まえた上で検討がなされているのか、具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

2点目、階段昇降機の導入を検討されていることですが、エレベーターの設置や車椅子使用者のためのトイレ、これは来年4月の当該新入生

だけでなく、避難所になった場合も含めます使用者のためのトイレや、スロープの整備についてはどのように考えられているのかもお聞かせください。

3点目、教室内での教材や教具の適切な配置、高さや場所、校舎内での移動のしやすさといった点も重要かと思われませんが、これらに対して4月に向けて、どのような対応を考えておられるのかについても御説明いただけますでしょうか、お願いいたします。

○谷委員長 ただいまの石橋委員の質疑に対しまして、理事者の答弁を求めます。

○水田教育総務課長 まず、バリアフリー化の分につきましてはですが、今回小学校1年生の、来年入る予定になっているんですけれども、小学校1年生ということで、1階の部分ですけれども、今回主に整備するのが、スロープ、渡り廊下、出口の改修と段差の解消、あと手洗い器具、水回りの改修等を考えております。

その辺は、学校現場、あと障害者の方、親御さんとやりながら、適切に一番いいような形で、学ぶ機会を守るような形で今後も進めていきたいと思っております。

それから、エレベーター・昇降機ですけれども、エレベーターとなると、かなり大規模な工事になってまいります。うちのほうも調べたところ、車椅子対応のそういう要はキャタピラ式というか、そういうのの対応できるような昇降機というのが一番いいだろうということで、汎用性も利くということで、今後そういうものの導入ということが必要であろうと考えております。

それから、教室内の移動ということなんですけれども、その辺は、もちろん保護者の方、本人さん、あと学校の現場の先生等とやりながら、随時その都度、不具合等がないような形で、使いやすい、友達と一緒に過ごせる時間を多く取れるような形で、随時対応していきたいと思っております。

以上です。

○桐岡教育部長併成長戦略室参与 補足になりますけれども、文科省が定めるバリアフリー化の推進につきましては、当然その方針に従って整備を進めていくわけでございますけれども、それについ

ては、今回については入学する子どもへの緊急対応ということでありましたので、個別対応となつてまいりますけれども、これから小中学校再編計画を進めていく上では、当然そのバリアフリーの方針に従って整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○石橋委員 御説明ありがとうございます。車椅子の状況というのがどの程度の車椅子かが分からないので、いわゆる簡易で自分でやれるのか、一定大きいのか、極端な話、あまり想像されませんが、ベッドタイプぐらいなのかにも、いろいろ車椅子にもあると思うんですけれども、トイレというところがもうちょっと具体的に改修、改善とか予定がありましたら教えてください。

○水田教育総務課長 トイレにつきましては、先ほどの水回り等は考えておるんですけれども、小学校にある多目的トイレ、その辺の利用活用ということを緊急避難所ということもありますので、その辺も含めて、障害者の方に不便のないような形で今後も整備に努めたいと思っております。

以上です。

○大森委員 退職者の退職手当の増額についてお聞きしますけれども、11の方が早期で自己都合が1名ということなんですけれども、辞める方の年齢構成とか、在職年数とか、どういう在職したとき、辞められるときの最終的な、どこの課とかいうのがちょっと分かれば、今急に言うてなんなん、年齢の上から、一番若い方とか一番高齢の方とか、そういう範囲でもいいので、それから理由なんかも教えてください。

それから、早期と自己都合の分け方がちょっと分からないので、その辺についてお答え願いたい。

この問題は、泉南市だけの問題じゃないというふうに聞いたりも、お答えもいただいているんですけれども、それだけに対策というのは必要やと、共通の対策なんかも含めてあると思うんですけれども、ずっと長く続けてもらえるような対策を考えておられれば、どのようなことを考えておられるのか、それについてお答えください。

それと、予防接種の件で新型コロナのことです

けれども、僕も死亡があったというようなことは知らなかったんですけれども、やっぱりワクチンに対する不安という声は、やっぱりたくさんあるようで、ですから、情報公開というのをしてもうて、受ける方のその判断基準になるように。それから泉南市であれば何人受診されて、ちょっとさっきお話があったけれども、死亡者が何名で、それから健康被害の申請が何名で、認定が何名あったというようなことも、やっぱり情報公開して、ワクチンを打つときの判断基準になるようにしてもらおうと。

どういうふうな症状があるのかというようなことも含めて、判断基準をやっぱり、一方はコロナの後遺症の問題なんか市民に知らせる必要があると思うんですけれども、そういうふうな情報公開に取り組んでもらいたいというふうに思うんですけれども、その点どんなふうに考えておられますか、お答えください。

それと、債務負担行為のところ、万博の生徒招待事業についてお聞きします。

万博に遠足に行く理由ですよ。万博ということで、国際的な視野を広げるといってもおっしゃっているわけですが、万博の花といわれるような、もうパビリオンの出展なんか非常に遅れているという状況ですよ。

そういう中で、ほか、万博でなくても国際交流的なものは出てくるやろうし、これから本当にどうなるか分からない、パビリオンの出展が大分減る。実際もう大分減っていますわね。そういうところに行く価値があるのかどうかということが1つです。

あと、安全性の問題です。いまだ安全宣言、ガス爆発についての安全宣言というのは出されていませんし、この間、避難計画が出されましたけれども、あれについても実際、実現可能なのかというような不安の声とかある中で、この安全性というのも担保できているのかどうかということとか、そういう判断をされているのか。

これはバスで行くつもりでバスのお金を、バス代のことのお金ということでお聞きしているんですけれども、降りたところから貸し切りバスで行けば、万博会場の乗降場から降りて入場ゲートま

で約1キロあるということで、小学校低学年であれば30分かかると、バスで揺られて疲れてきた中で、また暑い中、子どもたちが歩いて行って大丈夫なのかと。

小学校以下の子どもたち、小学生、幼児については屋根の付いた昼食を取る場所が保証されているみたいですが、中学生になれば、まだ分からないというようなことか。

それから、本当に万博は子どもたちに役に立つようなものにするということで、例えば普通の遠足であれば先生方が事前に下見をして、どこどこを回ろう、こういうところを見てもらおうということ、先生方が事前に見て計画を立ててするんですけれども、この万博遠足については事前の下見ができるかどうか分からないとか、それからパビリオンも、どこに割り当てられるか分からないとか、行きたいというパビリオンに全部行けるとい保証はないようですね。

そういう点から考えれば、本当にこの万博遠足が必要なかどうかという点で、子どもの安全性も含めて、その点についてどう考えておられるのか。

あと1つ、こんな形で債務負担行為を取るというのは、来年度の遠足でね。その理由というのは、どういうことなのか。バス代が、バスが借りられないかもしれないとかいうようなことが理由なんですかね。それぐらい集中するときに、わざわざ行く、行かなければならないということも問題じゃないかということをお聞きするんですけれども、その点についてもちょっとお答えください。

○谷委員長 ただいまの大森委員の質疑に対しまして、理事長の答弁を求めます。

○北野秘書人事課長 まず、私のほうからは、退職、早期退職というところでお答えさせていただきます。

早期退職の年齢なんですけれども、一番若い方で50歳になっております。平均で言いますと53歳となっております。あと、在職、在勤、勤続年数なんですけれども、平均で31年ほどになっております。

あと、早期退職と自己都合退職の違いという

ころなんですけれども、早期退職の場合、勤続年数が25年以上というところと、あと年齢で50歳以上、59歳6か月というところの条件がございます。

あと、退職手当につきまして、1年に当たり0.02分の割り増しといいますか、その分がちょっと増加するという形になって、そこがちょっと自己都合と早期の違いということになっております。以上です。

○石谷行政経営部副参与 続きまして、退職者の主な早期退職の理由です。それぞれ個々に面談等を行いまして、早期退職を申し出た方とは理由等を伺っております。

今回11名の方がいらっしゃいますので、皆さんが同じ理由ということではございません。大体年齢のこともございますし、自身の体調や健康面での問題、体力的なこと、なおかつやっぱり家族介護があったりとか、そういうことが理由という方もいらっしゃいます。

あと、実際その業務の中で、御自身の今担当している業務内容や、自身としてこれからこなしていかなければならない業務について、ちょっとやっぱり自信がないというような方もいらっしゃいますし、本当に退職を決断するという理由は、1つということではなくて、様々な要因が重なったり、かみ合ったりして、ちょうど退職、早期退職の申出の時期に、ちょうどそのタイミングが合致して、申出を行ったという方がほとんどでございます。

また、委員おっしゃるその対策ということなんですけれども、確かに今の泉南市の行政の業務内容として、やりがいであったりとか、市の業務に行政事務に対して魅力を感じていただくということは、非常に重要だと感じております。

そのために、昨年度から自己申告という制度がございまして、その自己申告書に書いていただく、申告していただく対象の要件を、昨年度から拡大しております。

また、専任職の分野においても、福祉とか、債権管理とか、ICTの分野を新たに設けまして、高度な専門性を発揮できるような環境整備というのを構築しております。

人事としてできること、その自己申告をなるべ

くたくさんの方の職員の方にしていただいて、その情報を確実に蓄積して、その情報を分析するようにして、それぞれのその結果を、分析結果を今後の人員配置とかに生かしていきたいと考えております。

以上です。

○田代健康子ども部次長兼保健推進課長兼福祉保険部生活福祉課参事 私のほうからは、コロナワクチン接種に対する情報公開という、健康被害の情報公開ということでございますが、国や大阪府単位では、全体の状況を公開されておりますが、市町村単位では、ほとんどされていないところが多くなっております。

やはり御遺族や申請者の中には、知られたくないと思われる方もおられまして、こちらが気を付けていても、少しの情報でも個人を特定してしまう可能性もありまして、ちょっと今のところ、健康被害の情報公開については考えておりません。

ただ御指摘いただきましたように、予防接種を受けるかどうかの御判断をいただくという、その情報提供は大変大事だと思っておりますので、ウェブサイトやチラシ等を通じまして、副反応の可能性があるということを、またその内容につきまして、できるだけ丁寧に周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○川口教育部次長兼指導課長併成長戦略室プロモーション戦略課参事 それでは私のほうから、55ページの債務負担行為でお願いしております日本万国博覧会の招待事業に関わっての御質問にお答え申し上げます。

まず、この万博に対して参加する価値はあるのかという御質問に対してなんですけれども、一般質問でもお答えさせていただいたとおり、今回の万博につきましては、本市の未来を担う子どもたちの望ましい成長につながる、そして本市が目指す「希望と力に満ちた、たくましく生き抜く子ども」の育成に寄与するということで、この万博に参加することによっていろんなことを学んでいただく意味では、価値があるというふうに認識しております。

続いて、安全性の面についてでございます。い

ろいろ新聞紙上からでも、いろんなメタンガス等の情報も、事故のことも出ております。私どもの教育委員会のほうに、大阪府教育委員会の方からいろんな安全対策について御提示していただいております。災害対策時の緊急対応については、安全性が確保されるまで、一定いろんな現地での備蓄等を整えた上で配慮すると。

また、緊急な災害と緊急な病気等に対しましては、会場内で診療所であるとか、応急処置をする場所であるとか、そういった場所の確保について、事前に我々のほうにも案内していただいております。十分な体制で子どもたちを迎えるということで準備を進めていただいているということで理解しております。

また、先ほどおっしゃってましたバスの乗降場、バスを降りてから約1キロ、約1,000メートルを徒歩でということなんですけれども、これにつきましては、教育長の協議会等からも要望していただいているんですけれども、確かに低学年の方であるとか、特別支援学校なんか徒歩でこういう約1キロを徒歩で、15分程度かかるということになりますので、できるだけゲートに近い場所において乗降場所を実現できるように要望しております。今検討しているということを知っています。

あと、屋根のあるところでのリング、大屋根のところでの休憩ということなんですけれども、一定いろんな要望を上げた中で、小・中学校での対応をしていただけるというのは知っているところでございます。

あと、万博会場の下見の件なんですけれども、万博が開幕する4月13日以降に、1つの学校単位で一定の教員数が下見に行けるということで、それは事前に連絡を受けておりますので、今のところ、この13日以降ではなくて、それより前にそういった下見をできるような機会を設けていただけるようにということで、今要望を上げていただいているところでございます。

また、パビリオンの件なんですけれども、これにつきましては、事前に来場単位でパビリオンの視察について、見るについては割当てをしていただける予定というふうに、現在伺っておりますの

で、そういった府教委の対応の要望を踏まえて、できるだけ子どもたちの移動が速やかに、速やかにパビリオンに行けるような形で体制を取っていただこうと考えております。

あと、今回バスをなぜこういうふうにお願いしたかということ、まず府教委のほうから、今回学校単位でこういった無料招待がございました。そして、それに対して泉南市内の小学校、中学校は全校で参加する意向というのを示していただきました。

我々としては、こういった学校の考えに基づきまして、今回のバスの債務負担をお願いすることによりまして、来年度の予算ではなくて、この債務負担行為をお認めいただくことによりまして、すぐさま子どもたちのバスを確保させていただいて、日程等も注意した中で、一番安全な、一番スムーズな移動方法というふうに考えておりまして、今回この債務負担行為でバスの分の借り上げ等をお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○大森委員 あと、退職のことで、あと男女比が分かれば教えてもらえますか。

それと、いろんなものを決断されて、11人という数は、やっぱり多いというふうに見ているのか、業務に支障が出るような人数かなというふうな感じがしたりするんです。

もちろん、皆さんがあまり支障が起きないような体制は取ってもらっていると思いますけれども、いろんな仕事に、業務上にその分負担が、ほかの方が増えるわけなので、それから本当のことを言えば、もうちょっと働いているいろんな蓄積された技術なんか、もう利用されないように、途切れるわけやから、そういうこととかを考えれば、やっぱりいろんな問題もあると思うので、早期退職者を減らすということがやっぱり一番大事なかなというふうに思うんですけれども、その辺の対策です。

体調のこととかある場合なんかは、給与補償なんか使ってもらおうとか、家族介護なんかでいえば、時間、時短で対応してもらおうとか、そういうふうなことを、もっともっと改良する部分があればやってほしいと思うんですけれども、その点どんなふうにご検討いただけますか。

ちょっと男女比を教えてほしいと思うのと、若い方というて、53歳が一番若い方というふうにおっしゃっていたんですが、もっと若い方いらっしゃるのかなと思っていたんですけども、反対に言うたら、一番脂の乗り切った、いろんな家庭の事情とか出てくる年かもしれませんけれども、方が辞められるんだなと思って聞いていたんですけども、ちょっとその辺の影響なんかについて、できるだけ自己退職者を減らすような方向について、もう少し具体的な取組があれば、教えていただきたいと思います。

それと、学校の遠足のことですけれども、希望するパビリオンには行けるというふうにはなっているんですかね。安全対策のために、子どもたちが安全対策、安全に行ってもらうために1年前からこうやってバスを予約したりするんだということでした。

やっぱり1年前からそういうバスを予約、貸し切りバスを予約しないと安全対策が取れないというふうな遠足ということ自体に問題があるんじゃないかというふうに思うんです。

子どもたちが集中した時期に、5月ぐらいを予定されているんですかね。その時期にやっぱりもういっぱい子どもたちが集中するというところで、安全性を確保しようと思ったら、そういう早めから取っとなあかんのやというようなことで、全府内的にそういうことが集中してくるということ自体が、その時期にゲリラ豪雨とか、重なったり、熱中症のことも重なったりしたら、本当に安全なのかと、万全なのかという疑問は残ります。

ちょっと今言ったような、先生方が考えた、こういうのを見てほしいというパビリオンが見られるようなことにはなっているのかどうか、その辺についてお答え願いたいと思います。

それから、学校の先生方のアンケートで、万博に行くんやということのアンケートの結果が返ってきたというふうには、それも1つの万博に行ってもら理由やというふうにおっしゃっていましたが、これはもうテレビの報道や、いろんなマスコミでもありましたけれども、その意向調査自体が、やっぱり圧力的じゃなかったんかと。

行かないという選択肢はなかったというような

ことで、そういうアンケートの調査の方法を見て、自治体ぐるみで、もう万博には子どもの遠足、万博にはもう行かせませんと、行きませんと言うた市が出たりしているの、あのアンケートが行きたいというふうにあったから、それイコール問題なく進めていくということにはならない。

圧力的であったという不満の声もやっぱり聞こえてきているので、その辺のことも考えていただきたいというふうに思います。

それと、ちょっと聞き漏れていたんで申し訳ないんですけども、デリバリーのことで、今回小学校のデリバリーに備えて食器を替えるということですけども、今後その小学校のデリバリー給食に向けて、どんな対策が、これからこういう事業がほかに引き続くような事業ですね。

今回は食器を替えるということだったんですけども、それ以外にこの後、小学校のデリバリーの給食に備えて、こういう対策を考えていますとかいうのがあれば教えてください。

○北野秘書人事課長 私のほうからは、退職の人数についてお答えさせていただきます。

早期退職なんですけれども、女性が4名、男性7名の11名となっております。

あと、早期退職の人数というか、今回11名で多くなっているのかというところで、ここ直近5年を見ると、やはり4名、4名、6名、大体4名から五、六名程度だったものが倍になっているというところは、確かに増えているということに間違いはありません。

今回、早期募集する際に、ちょっと今回で早期退職という制度が廃止、ひょっとしたらなくなるかもしれないというような文言も、そういうのもちょっと感じ取れるような書き方というのも今回ありましたので、そういった形で早期の方というのも、ちょっと判断の1つにもなったのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○石谷行政経営部副参与 では、対策という部分で、介護とか、体調とか、そういう面で市としての制度ということなんですけれども、介護とかに関しましては、現在時差出勤の制度というのも設けております。

窓口業務のあるところは、ちょっとできない部署もあるんですけども、可能な部署については、時差出勤をしてもらうことで、介護との両立をしていただくような形も取っております。

介護休暇に関しましては、時間単位で取れたりとか、1日単位で取れたりとか、あと長期の介護休暇というのも取得できるような制度というのは、構築しております。

現に、その制度を利用しながら時間単位であったり、1日単位、もしくは長期単位で介護休暇を取られている方もいらっしゃいますので、その辺を、そこだけが理由という方に関しましては、そういう制度を利用してもらいながら、お仕事との両立というのを、ぜひ考えていただくような取組というのを、今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

○川口教育部次長兼指導課長併成長戦略室プロモーション戦略課参事 そうしたら、万博関係のことで、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目としてパビリオンのほうなんですけれども、確実にということで御質問をいただきました。現在私どものほうで、府教委のほうから情報をいただいておりますのは、事前に申込みをさせていただいております。事前にこのパビリオンの来場単位、今回ですと学校単位になるんですけれども、割当てを行っていただいております。

ただ、その詳細につきましては、今後また情報提供するというので、今お聞きしているところです。現在では来場単位で割当てをするということで、基本的には要望に応じていただけるものというふうに理解しております。

次に、バスの安全ということなんですけど、今回のバスにつきましては、まず泉南市から、この万博会場に行く手段として、大阪市内では一定電車ということで、子どもは電車ということで予定されているんですけれども、大勢の子どもさんを安全に確保して移動する、スムーズにできる方法というのは、このバスであるということで、このバスの借上げをお願いし、債務負担をお願いしているところでございます。

それと併せまして、小・中学校の全学校で、こういった参加する意向を示していただいております。

で、確実に希望していただいても、やはり移動手段がないということは、我々にとって子どもたちに大変迷惑をかけるという認識がありますので、この時期に、できるだけ早い時期に予算を承認いただいて、子どもたちを安全でスムーズな体制で、万博会場に行っていただきたいという思いで、この補正、財務負担ということで進めているところでございます。

あと、万博のアンケートの件なんですけれども、確かにこれは意向調査ということで、そういったフォーマットがあって、個々の学校のほうで入力をしていただいております。

内容につきましては、やはり万博のほうにこの学校で参加されますか、参加されませんかというそういう入り口論があったと思うんですけども、学校としては、基本的には参加したいという意向であったというふうにお聞きしております。

そういったアンケート、今御指摘のような内容ではなくて、参加する方向でいろんな回答をいただいたというふうに認識しております。

以上です。

○上柴教育総務課参事 私のほうからは、デリバリーについての対策ということで御説明させていただきます。

今おっしゃっていただきましたように、今回の補正で、この食缶デリバリー給食に移行するに当たっての新たな保温性、保冷性の高い食缶や、また食器類等必要なものを購入するための経費を計上させていただいております。

また、それ以外につきましては、今年1月にプロポーザルを実施しまして、そこで決定しました業者と、この給食提供に当たりまして、各学校へ搬入するに当たっての搬入経路の確認、そこら辺の安全性の確認とか、また配膳室の中での給食提供がスムーズに行えるかというようなところの、そういった部分について、業者と一緒に各学校10校を回りまして確認を行ってございます。

また、今後それ以外につきましても、まず来年限和7年9月から、このデリバリーでの給食提供が開始されるんですけれども、その前に試行的に給食提供を各学校のほうでさせていただくことについても、この業者と打合せはしております。

詳細はまた近づいたときに、具体的に行うような形になっております。

それ以外にも、業者のほうの栄養士の方と、こちらの給食センターの栄養教諭の先生方をはじめとした、管理栄養士の先生方との、また献立についての打合せ等々、細かい部分につきましては、今後また必要に応じて進めていく形で考えております。

以上になります。

○大森委員 退職の件なんですけれども、今テレビなんかを見ても、転職の紹介をするような会社の宣伝とか、あんなのがどんどん出ていて、転職をあおるといふか、会社の側はもうからへんようになったら、すぐ首切りもしたいやろうし、そういう人をとにかく早く転職、マッチングとかいうてやりたいと、そういう流れもあるんだと思います。

だから、市役所の中でも安定した職場とか言われましたけれども、やっぱり辞めていく方が、そういう影響も、影響といふか、そういう方もいろんな条件が重なって辞めていく方も増えてくるんだろうなということだと思います。

それはもうやっぱり特別な対策といふか、今まで以上に対策に力を入れていってほしいなというふうに思います。

ただ、やっぱり泉南市だけじゃないと思うんですけども、やっぱり長時間労働とかいうことが、どこも問題が大変、それからあと男女のそういう格差の問題とかあると思います。

ちょっと長時間労働のことについてお聞きしたいんですけども、職員数がどうなんですかね、類似団体に比べて定員数というのは、泉南市の場合が多いのか。その中には、正規や非正規のこととかも考えて、定員は考えなあかんと思うんですけども、その辺の状況とか、もしくは少ないのであれば、それか同じぐらいでもあったらやっぱりちょっと増員するような方向で考えていただきたいんですけども、それはどんなふうに考えておられるのか。

それと、コロナのやつですけども、情報公開については国が責任を持った、医療のことに関わることもある、専門的なこともあるので、すべきだとは思いますが、やっぱり身近なところ

で保健センターにどうなんだということを聞くこともあると思うので、そのときには、できるだけ丁寧に説明してもらえるような準備というのは、しておいてもらいたいというふうに思いますし、国にもそういう趣旨のことは伝えていただきたいというふうに思いますので、その点についてどう考えておられるのか、お答えください。

それと、万博については割当てがあるイコール、要望したパビリオンに見に行けるということではないというふうに思うんです。なんか4月11日からあれですか、下見ができるようになるというお話があったんですよ。

だから、この時期で実際、遠足に行かれるのが例えば5月ぐらいになったら、やっぱりこういう短い時間の中で、おっしゃるように本当に子どもたちにプラスになるようなパビリオンの見学とか、いろんなことを含めて計画が短い期間でできるんかということも心配に思っていますので、その辺についてお答えください。

○田畑副委員長 予算委員会や、予算。

○大森委員 それと、予算やで。債務負担行為で、委員長、委員長じゃない人が発言するのは、やっぱり止めてくださいね。

○田畑副委員長 予算委員会や。

○大森委員 こういうのが止まるんですよ。

○田畑副委員長 止めていないですよ。

○大森委員 それと、止めないでください。あなたにそんな権限はありません。

それで、もう1つお聞きしたいのは、今、デリバリーに備えて、経路の確認というふうにおっしゃっていたけれども、和歌山県から泉南市の各小学校に給食を持っていくのに、どれぐらいの時間がかかるんですか。おおよそのことが分かっていたら、それについてお答えください。

○北野秘書人事課長 私のほうからは、定数についてお答えさせていただきます。

定数につきましては、今年度定員管理計画415人で、当然令和5年、4年と見ると、やはり4年のときは411名と少なく、令和5年422名と増えていった、今回減っている形にはなっています。

類似団体で見ると、多くもなく、少なくもなく、ちょっと言い方はあれですけども、真ん中ぐら

いに位置しているというところでございます。

以上でございます。

○田代健康子ども部次長兼保健推進課長兼福祉保険部生活福祉課参事 健康被害の情報公開についてなんですけれども、全体の状況としましては、国や大阪府単位で公開されておりますので、そういう情報については、市民の皆様にもお伝えはできると思います。

そういうことであるとか、またいろいろな副反応についても御説明をさせていただいて、接種を受けるかどうかの御判断にさせていただけるようにしたいと思います。

また、健康被害があった場合の相談窓口としまして、保健センターのほうで丁寧に対応していきたいと思っております。

以上です。

○川口教育部次長兼指導課長併成長戦略室プロモーション戦略課参事 パビリオンの関係なんですけれども、先ほど御答弁させていただきましたように、学校のほうは行こうということで、既に要望を上げております。

ただ、それに対して確実にということをおっしゃっていただいたんですけれども、それを含めた詳細につきましては、今後万博の協会のほうから決定次第、お知らせがいただけるというふうに認識をしているところでございます。

また、下見の件なんですけれども、開幕する4月13日以降で、現在下見ができるという情報もいただいております。ただそれに対しまして、事前にやはり下見をさせていただきたいという要望を現在上げているところでございますので、それも検討していただいているというふうに考えております。

また、この4月にすぐに下見をして、4月に行く学校も確かに数校ございます。ただ現在の泉南市のこういった万博会場、万博に対する日程のことなんですけれども、4月、5月、7月、9月と満遍なく予定がされております。

この日程につきましては、やはり学校のこういった行事の年間計画の中で、月を決めていただいているということになりますので、数校あるところにつきましては、下見については迅速な対応

をしていただけるというふうに考えております。

以上です。

○上柴教育総務課参事 配送時間につきましては、各学校によって若干の違いはあると思いますけれども、おおよそ約30分ぐらいになるかなと考えております。

以上です。

○澁谷委員 ちょっと重なっていなかったのですが、1点だけお尋ねしたいと思います。

歳出のほうで、民生費の社会福祉費の中で、学習サポーターの増加に伴う謝礼金の増額ということで34万8,000円計上されていますけれども、これについてちょっとお尋ねしたいんですけれども、お願いします。

○谷委員長 ただいまの澁谷委員の質疑に対しまして、理事長の答弁を求めます。

○竜田福祉保険部次長兼生活福祉課長 この学習支援事業なんですけれども、事業の中身としましては、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども、これは中学生対象なんですけれども、と及びその保護者を対象にその世帯が主体的に子どもの進路を決めることを支援するというのと併せまして、その世帯が抱える課題等を抽出、整理しながら、学習支援を通して、子どもの社会的自立を支援するというのを目的に実施しております。

今回補正させていただいたのは、ここ二、三年、サポーター、これは現在教職員OBの方と大学生でしているんですけれども、この大学生の協力が少なかったということで、今年度予算的には絞った形でしていました。

やはり今、教職員OBの方から、やっぱり若い先生、大学生も来てほしいという要望もありましたので、今回年度始まって近隣の大学に、こういう事業をしています、協力してもらえませんかということで、掲示していただきました。

それを見て結構多くの大学生が協力していただいたということで、そこの様子を見るのに、そのサポーターの報酬を支払ったと、今もまだいろいろ積極的に協力したいという気持ちを聞いていますので、そこに対する予算的措置ということで、今回補正を上げさせていただきました。

以上です。

○**澁谷委員** ありがとうございます。とてもいいことだと思います。ちょっと心配なのは、学校のそういう相談とか、勉強を教えている中で、いろんな困りごととか、御相談があると思います。

こうした場合、まずその前に、どこで学習サポートを、どこで教えてはるんでしょうかね。場所、募集は分かりました。大学に声をかけたら集まったということで、その場所と、そしてそういう、言ったらちょっと生活が大変な方たちに対しての働きかけ、その親御さんに対しての周知とか、そういうふうなものも、ちょっと分かりませんし、どこで教えてはるのか。

このことに対していろんな、学習面だけではなくていろんな生活面での困りごととか、そういう悩みとかも出てくると思うんですけれども、それに対応も、いうたら元教職員さんは分かります。学生さんもサポートしているいろいろアドバイスしてあげているということでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

○**竜田福祉保険部次長兼生活福祉課長** では、順次回答させていただきます。

1つ目のどこでということなんですけれども、現在は青少年センターで週1度、晩の6時から8時の2時間行っております。

この周知の方法なんですけれども、こちらは先ほど言いました対象が生活保護世帯及び生活困窮世帯ということですので、現在は生活保護の相談に来られた方、あるいは生活困窮で生活福祉課、あるいはここサポに相談に来られた方です。

その話の中で、中学生のお子さんがいるということを知った中で、こういった事業を泉南市ではしていますよということで、通知をしている状況です。

3点目で、対応なんですけれども、この勉強を教えるために来ているんですけれども、その中で、やはり家庭の問題とかありましたら、現状、泉南市の生活福祉課で校長OBの方を、会計年度職員として雇って、その方を責任者で、ずっといていただいていますので、その辺りを聞き取ったサポーターから、その先生に話がいきまして、それで内容によって必要な課につなぐということで、今取り組んでおります。

以上です。

○**澁谷委員** ありがとうございます。分かりました。その中で、やっぱり生活困窮者は、塾とか行くのは経済的に大変やということで教えてくださっているんですけども、そういう学習面でもいろんなことに関して、青少年センターは、じゃ学校とその生徒さんの通う中学校との連携とか、そういうのは青少年センターを通してされているんですか。学校の教育委員会との、その辺の絡みを教えてください。

○**竜田福祉保険部次長兼生活福祉課長** 学校との関係ということなんですけれども、1つは、先ほど言いました問題があつてというところで、やはり学校との関係、その辺りの連携が要るときには、当然連携はさせていただいています。

それ以外に、年度当初に今年もこういう形で事業をしますというところは、最初の校長会で事業の内容を説明させていただいています。

校長から各学校の先生に下ろしてもらおうような形ではしているところです。

○**谷委員長** では、他に質疑はございませんか。

○**古谷委員** それではもう1点だけ、ちょっと確認したいことがございます。

86ページの観光振興費についてということなんですけれども、これは、あれですか、日本遺産の件での予算の追加になるのかな。ちょっと詳細、10と12、13を教えてもらえたらということです。

これは、過去はたしか男神社かな、前市長のときは、今回この経緯と、あと製本とか作ったりはされると思うんですけれども、これ実際、経済効果の見込みはどのぐらい、観光のほうで見込んでいるのか、お知らせください。

○**谷委員長** ただいまの古谷委員の質疑に対しまして、理事者の答弁を求めます。

○**城野プロモーション戦略課長** それでは、私のほうからは、日本遺産活用推進事業についてお答えさせていただきます。

こちらは、本年6月に泉南市へ信達金熊寺区の金熊寺及び信達神社が日本遺産、葛城修験のストーリーに追加認定を受けたことで、御提案させていただいているものでございます。

これに関しましては、先ほど委員からありまし

たように、本市としましては、日本遺産としましては、男里にあります男神社を神武東遷というストーリーの名の下に、日本遺産に何とか出来ないだろうかということで、エントリーを重ねてまいりました。

結果、3回のエントリーをしたんですが、残念ながら国のほうに認めてもらうことはできませんでした。このたび、葛城修験のストーリーに追加認定ということで、貝塚市、泉南市、熊取町の2市1町が同時に追加認定を受けております。

これによって、この南泉州地域のほぼ全ての自治体で、この日本遺産葛城修験というストーリーに加わることになりましたので、スケールメリットを生かした取組ができるのではないかなというふうに考えております。

今回の補正予算に計上させていただいております、まず需用費に関しましては、葛城修験活用推進協議会という和歌山県が事務局をやっている協議会に加盟することになるんですけれども、そちらのほうで、既に葛城修験のPRのために観光マップであるとか、パンフレット、そういったものを作製しております。

今回我々の金熊寺、信達神社が追加されることとなりますので、その改定が発生します。そのための費用となっております。

また、ごめんなさい、失礼しました、勘違いしました。10番の需用費に関しましては、ポスター、チラシ、当日資料等印刷費ということでして、こちらは、2市1町の追加記念の合同記念講演会を今企画しております。そちらに用いるポスターチラシでありますとか、当日資料の印刷費として計上させていただいております。

そして、12番委託料の中で、日本遺産活用推進事業委託料としまして、先ほど申しあげましたパンフレットでありますとか観光マップ、そういったもののデータの修正費等を計上させていただいております。

同じく、13番の使用料は及び賃借料としまして、こちら合同記念講演会の会場賃借料ということで、計上させていただいております。

最後、18番になりますと、日本遺産活用推進協議会の負担金としまして、こちらは今後毎年3万

円の負担金が発生するというようになっております。

以上です。

○古谷委員 詳細、詳しく分かりました。ありがとうございます。これはあと、何かグッズとかいうのは、立て看板とか、そういうのはしないですね。泉佐野市は結構そういうのに力を入れてやられているんですけれども。

例えば、何でグッズとかにこだわるかという、今回あれですかね、新札が出たとき、出ましたよね、1,000円とか1万円とか。その1,000円札が出たら、その出たときに、熊本県の小国町では、そういうフラッグを出して、こういう何ていうのか、まちおこしみたいな形でやられたりしているんですよ。そういう記念行事だとか。

ちょっとそういう、僕さっき経済効果はと言ったんですけれども、何か観光で周知するのであれば、ポスターだけやったらちょっと中途半端なので、何か予算を入れて、こういうふうにするとか、ちょっとそういう力の入れ方をして、観光で上げていくという。

だから、僕は最後答えを、ちょっと質問させてもらったのが聞いていなかった。経済効果はどんなものかということで、見込みあるというのをちょっと聞かせてもらったんですけれども、それが漏れていたんですけれども、何かそういうふうに記念ごとで決まったのであれば、負担金も払うのであれば、有効活用して予算もちゃんと入れて、グッズを作ったり、力を入れていくべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺について最後、聞かせていただきたいと思います。

○城野プロモーション戦略課長 ごめんなさい。答弁漏れがございました。

看板に関しましては、日本遺産葛城修験の統一デザインの看板を、今後整備していく予定で考えております。

また、経済効果に関しましても、日本遺産になりましたので、日本遺産ブランドのロゴマークでありますとか、葛城修験のロゴマークを様々な形で活用することが可能になってきます。

そのために、例えば地域資源を生かしたような商品開発でありますとか、様々な角度から地域、

またはこの本市を盛り上げていく方策を考えまして、できるだけ市にリターンがあるような形で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○谷委員長 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

〔「委員長」の声あり〕

○大森委員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっています議案第10号に対する修正動議を提出いたします。

○谷委員長 ただいま大森委員から、議案第10号に対する動議が提出され、動議は成立いたしました。修正案をタブレットに掲載いたしますので、その作業のため、この場で暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第10号に対する修正案を議題いたします。

修正案につきましては、タブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

それでは、提出者の大森委員に提案理由の説明を求めます。

○大森委員 提案理由は、修正案に書かれており、万博会場は、ガス爆発事故、さらに交通手段、熱中症対策、避難経路の問題など、課題が山積みしている。

子どもと教職員の安全と負担を考え、万博への学校遠足は中止すべきであり、万博遠足の交通費を市が負担することには反対する。

具体的には、別紙にありますように、補正予算のうち、第2条の第2表の債務負担行為の補正の表を削るということです。

以上です。

○谷委員長 ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

○森委員 これは債務負担行為補正の表を削って、この債務負担になった元の予算はどうなるのですか。

○大森委員 元の予算の中にこれ自体入ってあるから、この部分だけ削ると、この部分だけには反対ですよということです。債務負担行為の、森委員

がおっしゃっているのは、あれでしょう、よくある歳入歳出の関連の予算の部分についての、その全体の中に、補正予算（第6号）全体の中に補正予算も入っているから、その中のうちのこの債務負担の部分だけ削りますということです。

○森委員 削ってどうするのか、その債務負担を削っておいて、元の予算はどうするのか。

○大森委員 元の予算はそのままいいということです。

○森委員 いや、そのままどう執行するのか、それを。

○大森委員 債務負担行為のところを削ったって、元の予算というか、それはもう全然影響ありませんよ。だから僕の考えとしては、この債務負担行為の部分だけ削ってくださいと。あとはそのまま執行してくださいということです。

○谷委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。——以上で修正案に対する質疑を終結いたします。

これより修正案及び原案について順次討論を行います。

まず初めに、修正案に対する討論を行います。討論はございませんか。——討論なしと認めます。

以上で修正案に対する討論を終結いたします。

次に、原案に対する討論を行います。討論はございませんか。

○大森委員 修正案のまだ採決がないんですけども、今言いましたように、今度の予算については、物価高騰対策等のことを含めまして、学校給食の無償化とか、それから障害者施設や介護施設への支援などがあり、その項目については賛成いたします。

ただ、債務負担行為にある万博については、先ほど修正案を出したときに提案理由に述べましたように、安全性の問題等を含めまして……。

○谷委員長 ちょっとお待ちください。

ちょっと修正案を出されているので、原案に対して討論をするのは、少しつじつまが合わないのかなと思いますので。

○大森委員 何でよ。

○谷委員長 修正案を出しているじゃないですか。

○大森委員 だから、討論に対する、違う、原案に対する討論をしているわけでしょう。

○谷委員長 修正案で説明されていますので。

○大森委員 同じ中身だって説明したってええでしょう、別に討論したって、急にそんなんやめろって、話している最中に言われたってさ、こっちが困るわね、そんなこと。ちゃんと最初にそんなら、ちゃんと考えて対応してくれへんかったら、今頃そんなん言われたって、そんなんどうせえというの、そんなん。（「しゃべりいや」の声あり）なあ、しゃべったらええやん。ちょっと最後までしたらええやんか。（「反対、どこを反対しているのが分からない」の声あり）どこを反対するのか、今言うたように、補正を……（「採決しようや。だから、しゃべってよ」の声あり）そうしよう、債務負担行為の部分についてだけ削除するということとということです。

そやから、その債務負担行為の万博の交通費が含まれているこれについては反対しますと。ただいろんな、これ以外の部分については、今言うたように物価高騰対策等が含まれているので、賛成ですけれども、これがあるので、反対しますということとです。

○谷委員長 以上で原案に対する討論を終結いたします。

これより修正案及び原案について順次採決をいたします。

まず初めに、議案第10号に対する大森委員から提出されました修正案について採決いたします。

お諮りいたします。本修正案のとおり可決することに御異議ございませんか。（「違う、違う」の声あり）すみません、失礼いたしました。

お諮りいたします。本修正案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷委員長 起立少数であります。よって議案第10号に対する修正案は否決されました。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷委員長 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和6年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和6年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和6年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和6年度泉南市下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。———質疑なしと認めます。

委員長署名

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

令和6年度予算審査特別委員会委員長

これより討論を行います。討論はございませんか。———討論なしと認めます。

谷 展 和

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

以上で本特別委員会に付託をされました。

〔「委員長」の声あり〕

○田畑副委員長 先ほどの事務局から指摘があった反対討論のことなんですけれども、もう1回事務局と正副で精査して、委員会のルール上、修正案を出して説明した中で、反対討論というところで、もう1回確認して、まこと間違っているのであれば、削除してもらおうよう一度検討を、委員長、してもらえたらありがたいんですけれども、お願いします。

○谷委員長 ありがとうございます。検討させていただきます。

では、以上で本特別委員会に付託されました議案の審査につきましては全て終了いたしました。委員各位におかれましては、慎重なる審査をいただきます。誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に一任していただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和6年度予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

(了)